

●●●●（団体名） 会則

（名称及び事務所）

第1条 本会は、●●●【←会の名称】と称し、事務所を●●●【←「会長宅」等】に置く。

（目的）

第2条 ●●●●を通じて会員の●●の向上を図るとともに、活動の成果を地域に還元することで、地域の●●の活性化に寄与する。

（組織）

第3条 本会の会員は市内に在住し又は在勤し、本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

（事業）

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 定期練習
- (2) ※●●(主催事業など)への参加協力
- (3) その他、第2条の目的を達成するために必要な活動。

（役員）

第5条 本会は、会員の互選により次の役員を置く。

会長1名、副会長●名、会計●名、監事●名、書記●名

第6条 役員の任期は●年とする。但し再任は妨げない。

（役員の仕事）

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し事故あるときはその仕事を代行する。
3. 会計は本会の財務をつかさどり、会計の処理に当たる。
4. 監事は本会の業務及び経理を監査する。
5. 書記は会長の命を受け、会議の記録及び事務の処理に当たる。

（会議）

第8条 会議は総会、役員会とし、会長が招集する。

2. 役員会は会長、副会長、会計、監事、書記をもって構成する。

第9条 本会の会議はすべて定数の過半数以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数以上の賛成により決する。

第10条 総会は年1回開催する。但し必要あるときは臨時に開催することができる。

2. 総会は役員、会員をもって構成する。

第11条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

1. 予算、決算及び事業計画、事業報告に関すること。
2. 役員承認に関すること。
3. 会則の改廃に関すること。
4. その他重要な事項に関すること。

第12条 役員会は会長の必要に応じ随時開催する。

（会計）

第13条 本会の経費は各会員の会費をもって当てる。

1. 会費は1名月額●●●●円とする。
2. 講師謝礼は1回●●●●●円とする。

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

1. この会則は、平成●●年●●月●●日より施行する。